

3月号

# おおもり 青色便り



No.0609

一般社団法人 大森青色申告会

平成28.3.1

## 平成27年分の確定申告は済みましたか？

### ●所得税の申告&納付は・・・

**申告期限：3月15日(火)**

納付期限：3月15日(火) 現金納付の方  
：4月20日(水) 口座引落の方

### ●消費税の申告&納付は・・・

**申告期限：3月31日(木)**

納付期限：3月31日(木) 現金納付の方  
：4月25日(月) 口座引落の方



※申告会 3月の申告相談体制につきましては、  
次ページを参考にして下さい。

## ～～ 所得税の申告内容に誤り見つけたら！ ～～

※「修正申告」や「更正の請求」は証明書類や帳簿の添付など、手続きが煩雑です。また、修正申告や期限後申告をされた場合には加算税・延滞税がかかる場合があります。今一度申告の見直しをしておきましょう。

◆3月15日 までは 訂正申告

◆3月16日 以降は 修正申告又は更正の請求

## 会費の口座振替のお知らせ 平成28年4月～6月分：6,000円

平成28年4月6日(水)

会費お支払にあたり口座振替をご利用頂き誠に有難うございます。次回の振替日は上記日程となっておりますのでご確認の程宜しくお願い致します。また、口座振替のお手続きがまだお済ではない方は、是非この機会にお手続きをお願い致します。

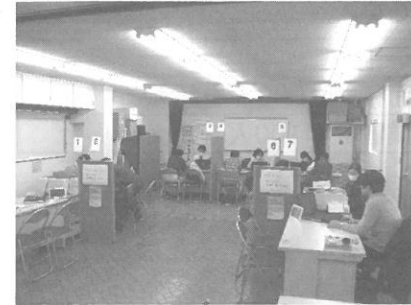


## みんなの広場



2月1日から申告会事務局では確定申告の予約指導が始まりました。また、2月12日より池上会館において青色コーナーが開設され、青色申告制度の普及に役職員が一丸となって力を注いでいます。皆様の周りで、確定申告で困っている方がおりましたら青色申告会を紹介してください。

【確定申告が始まりました】



申告会事務局

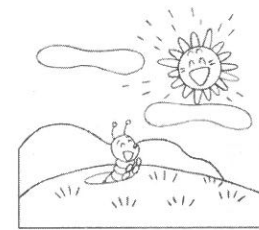


青色コーナー

### 事務局からの重要なお知らせ

3月16日(水)は創立記念日のため、事務局はお休みです。

3月17日(木)・18日(金)は  
税務研修のため、事務局はお休みです。



### 青色コーナー従事者研修会開催される

去る1月25日(月)、2月4日(木)に大田文化において、青色コーナー従事者研修会が開催された。講師に、大森税務署北井署長、個人課税第一部門本多統括 同第一部門森本上席をお迎えし、青色コーナー従事者としての知識として、①青色コーナーへ臨むこと(記帳について・家事関連費の取扱いについて)②青色コーナー一日の流れについて ③入会手続き等について研修を行った。

2月12日から池上会館西館において、一般の納税者の方々へ向けて青色申告会の普及・勧奨を行う。



### 一般社団法人 大森青色申告会

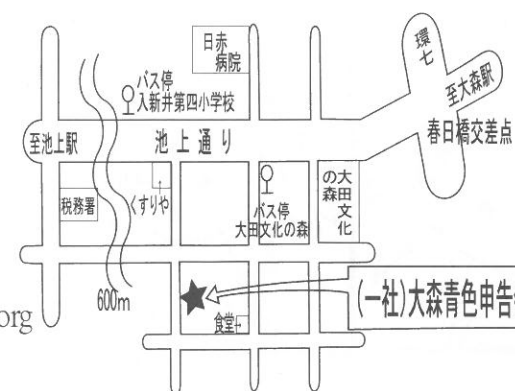
責任者 会長 九頭見義雄  
大田区中央3丁目10-18

TEL：03(3771)8859

FAX：03(3773)6388

URL：<http://www.oomori-airo.org>

Eメール：[airo-o@nifty.com](mailto:airo-o@nifty.com)



### 無料法律相談日

四月十四日(木)  
四月二十八日(木)

予約制  
時間 午後二時から  
申込順で30分位

都税事務所からのお知らせ

個人事業者のみなさまへ

事業所税(23区内)、個人事業税の申告はお済みですか?  
申告期限は、3月15日(火)です。

事業所税

平成27年12月31日現在、次の条件に該当する場合には、平成28年3月15日(火)までに申告納付が必要です。

区分	要件
資産割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
従業者割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合

※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に納税義務があった場合
- 23区内全域の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合、または合計従業者数が80人を超える場合



個人事業税

前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業者の方は、平成28年3月15日(火)までに申告納付が必要です。

- 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止の場合は4か月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。

●お問い合わせ先 所管都税事務所の各税目担当係

(事業所税：港都税事務所 03-5549-3800/個人事業税：品川都税事務所 03-3774-6666)



確定申告の期限って...

3月の申告相談スケジュール

平成27年分決算確定申告の相談

- ・予約相談期間 3月1日(火)～3月8日(火)  
☆土曜日の指導は3月5日の午前のみとなります。  
☆お電話にてご予約下さい。

- ・先着順相談期間 3月9日(水)～3月15日(火)  
☆受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時30分  
☆土曜日の指導は3月12日の午前のみとなります。(3/13の日曜日はお休みです)  
※最終日に近づきますと、大変混雑致します。お待ちいただく時間が長くなりますので、なるべく早めにお越し下さい。

平成27年分消費税確定申告の相談

- ・先着順相談期間 3月22日(火)～3月31日(木) (土・日曜日はお休みです)  
☆受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分  
☆消費税の確定申告は原則この期間での対応とさせていただきます。

◆要介護・要支援認定高齢者の障害者控除(所得税・住民税)をご存知ですか。

税法上の障害者控除の対象とされる高齢者は、身体障害者手帳の交付を受けている方のほか、「寝たきり」あるいは身体障害者等に準ずる者として区市町村が認定した方とされており、大田区では、各地域福祉課において、介護認定の資料等を参考にご本人の身体状況等を確認し、障害者控除対象者認定書を交付いたします。この障害者控除対象者認定書を税申告の際に、税務署等の窓口へ提出いただきますと税法上の障害者控除が受けられます。(事前に担当地域福祉課に電話でご確認のうえ、申請をお願いします。なお税法上、確定申告書を提出していない方の還付申告は、提出できる日から5年間となっております。すでに確定申告書を税務署に提出された方は、税務署にお問い合わせ下さい。)

◆障害者控除の対象となる方

下記の認定基準に該当する方へ障害者控除対象者認定書を交付いたします。認定は、障害者控除の適用を受ける年の12月31日現在における身体状況等に基づき行います。

なお、要介護認定を受けていても、65歳未満の方は対象となりません。

	認定	認定基準
特別障害者に準ずる者	(1)重度身体障害者(1級、2級)に準ずる者	要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がランクB、Cとみなされる者
	(2)知的障害者(重度)に準ずる者	要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「認知症高齢者の日常生活自立度」がランクIV、Mとみなされる者
	(3)寝たきり高齢者	要介護3・4・5に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり)」がランクB、Cとみなされる者のうち、その状態が6か月以上にわたる者
障害者に準ずる者	(1)身体障害者(3～6級)に準ずる者	要支援又は要介護に認定されており、かつ、主治医意見書等により「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がランクAとみなされる者 ※但し、特別障害者に準ずる者を除く
	(2)知的障害者(中度、軽度)に準ずる者	要支援又は要介護に認定されており、かつ、主治医意見書等により「認知高齢者の日常生活自立度」がランクⅡ以上とみなされる者 ※但し、特別障害者に準ずる者を除く